

# そのバイトやばいかも!?

高額バイトに注意!! 受け子・出し子は犯罪!!



## 受け子・出し子ってなに?

「受け子」「出し子」とは、特殊詐欺の事件で、お金を騙しとる相手から現金を直接受け取ったり、キャッシュカードを受け取り、そのキャッシュカードを使ってATMから現金を引き出す役目をする者のことで、**犯罪行為に加担している者**のことを言います。



愛媛県でも、特殊詐欺事件の犯人が検挙されています。

**令和2年中：検挙件数 26件 検挙人員 12人**

**令和3年6月末：検挙件数 9件 検挙人員 3人**

- 受け子は詐欺の犯人グループにとっては、いつ警察に捕まっても問題ない、使い捨ての道具のような存在です。
- 詐欺の犯人グループは、「簡単にもうかるバイトがある。」などの甘い言葉であなたを犯罪行為に巻き込もうとします。  
知人や先輩等から紹介されることもあります。 ※令和3年数値は暫定値



## 「知らなかった」は通用しません。

アルバイトのつもりでしたことが、あなたの今後の人生を大きく左右します。

**「現金を受け取る仕事」は犯罪、ということ覚えておきましょう。**

「簡単に稼げるアルバイトがある。」「荷物を受け取るだけの仕事をしないか。」  
こんな誘いを受けたら、すぐに警察に相談・情報提供をしてください!!

**警察相談電話 #9110 または 089-931-9110**

若者が狙われて  
います！！



# 架空料金請求詐欺に だまされないうで！



## Case1 メールでの請求

知らないアドレスからメールが届く。  
例：「動画サイトの無料期間が過ぎて  
いますが、退会処理が出来ておらず、  
利用料が発生しています。払わなけれ  
ば裁判で訴えます。」

## Case2 画面での請求

動画サイトなどで、画面をクリック  
すると表示される。

例：「動画サイトへの登録が完了し  
ました。料金は〇〇円です。〇日以  
内に下記口座にお振り込みくださ  
い。」



## Case3 手紙・封書での請求

公的機関を装った督促状が届く。  
例：「あなたは『〇〇購入代金の未  
払い分』について、販売契約会社よ  
り『未だ連絡がない状況』として民  
事訴訟による訴状が提出されてい  
ます。」

## 架空請求にだまされないうための対策！

●身に覚えのない請求には応じない。  
(請求元に電話やメールで連絡・問い合わせをしてはいけません！)

●不安に思った時は、警察に相談してください。

警察相談電話 089-931-9110 または #9110

# 心当たりのないメールは無視が一番！の巻

